



発行 東京都

目次

35

規則

○東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（産業労働局商工部経営支援課）…
○東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…

規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十八号

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十九年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の改正規定（「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）を「知事」に改める部分を除く。）、別表備考の改正規定並びに別記第一号様式及び第二号様式の改正規定を削る。

附則中「第一条の改正規定（「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）を

「知事」に改める部分を除く。）、別表の改正規定並びに別記第一号様式及び第二号様式」を「別表一の項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十九号

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和五十八年東京都規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、当該展示品に関する説明又は書類の整理」を削る。

第二条第一項中「利用申請書（別記第一号様式）」を「次に掲げる事項を記載した利用申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- 二 利用するセンターの名称及び施設の種別
- 三 催物の名称
- 四 利用の目的
- 五 利用の期間及び時間
- 六 前各号のほか、知事が定める事項

第二条第二項中（別記第二号様式）を削り、同条第三項中「展示室の利用の承認を受けた者が」の下に「展示室を夜間の時間帯に展示品の搬出若しくは造作の撤去のために利用（以下「夜間搬出利用」という。）し、若しくは」を加える。

第四条第一項中「利用変更申請書（別記第三号様式）」を「次に掲げる事項を記載した利用変更申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連

絡先

二 取消又は一部変更の別

三 変更する事項

四 変更する理由

五 前各号のほか、知事が定める事項

第四条第二項中「(別記第四号様式)」を削り、同条第三項中「規定により」の下に

「夜間搬出利用、」を加える。

第五条第一項中「別記第五号様式」を「別記第一号様式」に改める。

第十二条第一項中「裝飾等施行承認申請書(別記第六号様式)」を「次に掲げる事項を記載した裝飾等設営申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

二 設営する業者(複数の場合にあつては、代表する者)の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに設営作業を行う責任者の氏名及び連絡先

三 裝飾等の設営並びに撤去の期間及び時間

四 裝飾等の仕様

五 前各号のほか、知事が定める事項

第十二条第二項中「裝飾等施行承認書(別記第七号様式)」を「裝飾等設営承認書」に改める。

第十五条中「別記第八号様式」を「別記第二号様式」に改める。

別表二の部1の項を次のように改める。

1 施設	(1) 展示室	一室を利用する場合					
		一日につき		日中の時間帯につき			
		四階	四階	七階	四階	七階	七階
		四六九、二〇〇円	四六四、一〇〇円	四三四、一〇〇円	三一二、八〇〇円	三〇九、四〇〇円	二八九、四〇〇円

(2) 会議室

半室を利用する場合												展示室の全部を利用する場合											
夜間の時間帯につき				時間外利用一時間につき				一日につき				夜間の時間帯一時間につき				日中の時間帯につき				一日につき			
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三六、二〇〇円	五階六階	三六、二〇〇円	四階	四、七〇〇円	五階六階	四、七〇〇円	七階	四、四〇〇円	四階	四、七五〇円	五階六階	四、七五〇円	七階	四、七〇〇円	四階	四、七〇〇円	五階六階	四、七〇〇円	七階	四、七〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		
四階	三九、一〇〇円	五階六階	三八、七〇〇円	四階	九、五〇〇円	五階六階	八、八〇〇円	七階	二三四、六〇〇円	四階	二二七、〇五〇円	五階六階	二一七、〇五〇円	七階	一五五、五五〇円	四階	一四四、七〇〇円	五階六階	一九、三五〇円	七階	一八、一〇〇円		

一室一日につき

午後 八、〇〇〇円

一室一日につき

午後 六、〇〇〇円

一室一日につき

午後 二〇、〇〇〇円

時間外利用一時間につき

三七、一〇〇円

夜間の時間帯一時間につき

一五二、七〇〇円

日中の時間帯につき

一、二二一、〇〇〇円

一日につき

一、八三一、五〇〇円

2 前項第一号の施行の日から同項第二号の施行の日の前日までの間における次の表の

二 別表二の部1の項の改正規定 平成三十三年四月一日

一 第一条、第二条第三項、第四条第三項及び別表備考の改正規定並びに次項の規定
東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第九十号）の施行の日

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

別記第五号様式中「~~夜間~~」を「~~夜間~~」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第六号様式及び第七号様式を削り、別記第八号様式を別記第二号様式とする。

- 一 この表において「一日」とは午前九時から午後九時までを、「日中」とは午前九時から午後五時までを、「夜間」とは、展示室にあつては午後五時から午後九時まで、会議室にあつては午後六時から午後九時までを、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「午前・午後」とは午前九時から午後五時までを、「午後・夜間」とは午後一時から午後九時までをいう。
- 二 展示室を、夜間の時間帯に展示品の搬出又は造作の撤去のために利用する場合の利用料金の額については、当該展示室の時間外利用に係る利用料金の額とする。
- 三 附帯設備を、日中又は夜間の時間帯のみ利用する場合の利用料金の額については、当該附帯設備の一日当たりの利用料金の額とする。
- 別記第一号様式から第四号様式までを削る。

別表備考を次のように改める。

時間外利用一時間につき	午後・夜間	午前・午後	夜間
	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
			四三〇円

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	場合は、撤去等	場合は、浜松町館にあつては撤去等、台東館にあつては見本市、展示会等の開催に係る展示品の搬入若しくは搬出、点検若しくは整備又は入替え、当該展示品に関する説明又は書類の整理、造作の取付け又は撤去等
別表備考第一号	一日」とは午前九時から午後九時まで	一日」とは、浜松町館にあつては午前九時から午後九時まで、台東館にあつては午前九時から午後五時まで

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立産業貿易センター条例施行規則別記第五号様式及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

